

(周知) 原産地証明室所管法令等に基づく申請等における旧姓使用について

2026年3月25日

日本商工会議所

平素より、第一種特定原産地証明書をご利用いただきありがとうございます。

この度、経済産業省より、原産地証明書発給申請等の手続き（サイナー登録等）に記載する氏名について、旧姓を記載可能とする旨の通知が参りましたので、以下のとおりご案内いたします。

○原産地証明室所管法令等に基づく申請等における旧姓使用について（原産地証明室）

URL : https://www.jcci.or.jp/gensanchi/202603_kyuseishiyo-sanko.pdf